

申請に基づく処分に係る審査基準及び標準処理期間（条例等）

条例又は規則名及び条項	処分の概要	担当課名
盛岡市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（平成19年条例第86号）第4条第1項、第2項	浄化槽保守点検業者の登録	給排水課

1 審査基準は、盛岡市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（平成19年条例第86号）第4条及び盛岡市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則（平成22年規則第14号）第2条に定める基準を審査基準とする。

2 標準処理期間は、30日とする。

備考 条例又は規則に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。